

香川県報



第 91 号
平成 15 年

11月18日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告 示

香川県議会定例会の招集

（政 策 課）

一

昭和五十三年香川県告示第三十号（林業改善資金の償還金の徴収事務又は収納事務の委託）等の一部改正

（みどり整備課）

一

生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出（健康福祉総務課）

（ " " ）

二

生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定

（住 宅 課）

二

公 告

一般競争入札の実施

（県立病院・施設経営課）

四

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出

（経営支援課）

四

土地改良事業の適否決定

（土地改良課）

五

土地改良区の役員住所変更の届出

（ " " ）

五

土地改良区の役員就退任の届出

（ " " ）

六

開発行為に関する工事の完了

（都市計画課）

六

開発行為に関する工事（公共施設）の完了

（ " " ）

七

告 示

香川県告示第六百五十二号

平成十五年十一月二十五日午前十時香川県議会定例会を高松市番町五丁目香川県議会議事堂に招集する。

平成十五年十一月十八日

香川県告示第六百五十三号

香川県知事 真 鍋 武 紀

昭和五十三年香川県告示第三十号（林業改善資金の償還金の徴収事務又は収納事務の委託）、平成十四年香川県告示第二百二十五号（林業改善資金の償還金の収納事務の委託）及び平成十四年香川県告示第二百二十六号（林業改善資金の償還金の収納事務の委託）の一部を次のように改正し、平成十五年十月十七日から適用する。

平成十五年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「林業改善資金」を「林業・木材産業改善資金」に改める。

香川県告示第六百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一五、五、三一	医療法人社団林泉会 林病院 仲多度郡琴平町四 五番地	医療法人社団林泉会 仲多度郡琴平町四 五番地	介護療養型医療施設 短期入所療養介護

香川県告示第六百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	平成一五、一〇、一	事業所(施設)の名称及び所在地	株式会社サンサニ 綾歌郡飯山町東坂 元二四八四番地	事業者(開設者)の名称及び主たる事務所の所在地	株式会社サンサニ 綾歌郡飯山町東坂 元二四八四番地	サービスの種類	福祉用具貸与
-------	-----------	-----------------	---------------------------------	-------------------------	---------------------------------	---------	--------

香川県告示第六百五十六号

香川県統計調査条例(昭和二十四年条例第四十五号)に基づき、平成十五年香川県住宅需要実態調査を次のとおり実施する。

平成十五年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調査の目的

県内の普通世帯の居住する住宅及びそのまわりの住環境に対する評価、住宅の改善計画の有無とその内容、並びに住宅建設及び住替えの実態等を把握することにより、住宅建設五箇年計画の策定並びに住宅マスタープランの策定等に資する住宅施策上の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の実施時期

平成十五年十一月二十四日から同年十二月七日まで

三 調査の範囲

平成十五年住宅・土地統計調査の対象となる、平成十二年国勢調査の一般調査区に常住する普通世帯から無作為に抽出した世帯とする。

四 調査方法

統計調査員は抽出された普通世帯に対し、調査票を配布し、回収する。

対象となる世帯主は、調査票に必要な事項を記入する。また、一部の項目については統計調査員が記入する。

五 調査事項

- 現在の住宅について
- 最近の居住状況の変化について

- 住宅の住替え・改善の意向について
- 今後の住まい方について
- 子育てについて
- 住宅の相続について
- 別荘やセカンドハウスについて
- 世帯の状況について
- 高齢化に対応した住まい方について
- 住まいの地震対策について

公 告

香川県公告第六百六十号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則(昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。)(第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十五年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

- 購入物品名及び数量 心臓血管撮影装置 一式
- 購入物品の要求諸元 仕様書による。
- 納入場所 香川県立中央病院
- 納入期限 平成十六年三月三十一日
- 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)(をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約書作成の要否

要

三 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

1 入札説明書の交付

平成十五年十一月十八日から平成十五年十二月十一日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前八時三十分から午後五時）

郵便番号 七六〇 八五七〇 香川県高松市番町四丁目一番一〇号

香川県健康福祉部県立病院・施設経営課 県立病院グループ

電話番号 〇八七 八三二 三三一〇

FAX 〇八七 八六二 〇〇五九

2 入札説明会の日時及び場所

平成十五年十一月二十八日 午後二時 香川県保健衛生センター四階会議室

3 現場下見の日時及び場所

平成十五年十一月二十八日 午後三時 香川県立中央病院

四 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合には、平成十五年十二月十二日正午までに、三の1に示した場所等に対し文書で行うこと。（文書はFAXも可とする。）

回答は、平成十五年十二月十九日から平成十六年一月十五日まで（休日を除く午前八時三十分から午後五時まで）香川県健康福祉部県立病院・施設経営課で閲覧に供する。

五 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十六年一月十六日 午後二時 香川県庁本館一六階 健康福祉部会議室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者

による同条第九項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否可とする。ただし、郵便にあっては書留親展に、信書便にあっては郵便における書留

親展に相当する方法に限る。（郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成十六年一月十五日午後五時までとする。）

七 入札保証金及び契約保証金

規則第五百二十二条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成十六年一月五日午後三時までに入札又は契約保証金減免申請書を香川県健康福祉部県立病院・施設経営課に提出すること。

八 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十六年一月五日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第三十九条第一項の規定に基づく医療用具の販売業の届出を行っている者であること。

6 応札しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。

7 本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

8 本公告に示した調達物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

九 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、八の5、6、7及び8の要件を満たすことを証明する書類を平成十六年一月五日午後三時まで、三の1に示した場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成十六年一月十三日までに通知する。

十 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第一百七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十二 落札者の決定方法

規則第四百四十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品買入れ等に係る競争入札の周知及び公表に關する要綱に基づき公表する。

十三 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

十四 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十五 その他

1 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、三の1に示した日時及び場所において、交付を受けること。
2 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

十六 Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased : digital dynamic flat panel detector floor mounted card system, 1 set
- 2 Time-limit for tender : 2:00 p.m., January 16, 2004 (By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., January 15, 2004)
- 3 Contact point for the notice : Prefectural Hospitals and Institutions Management Division, Health and Welfare Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570. TEL087-832-3310
- 4 We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

香川県公告第六百六十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号、以下「法」という。)附則第五条第一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社マイカル
大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
宇多津ショッピングデパート
綾歌郡宇多津町一七八四番地九九
- 3 変更しようとする事項

- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
変更前 午前十時
変更後 午前九時
- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
変更前 午後八時
変更後 午後十一時
- (三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前九時三十分から午後八時三十分まで
変更後 午前八時三十分から午後十一時三十分まで
- 4 変更年月日
平成十五年十一月十一日
- 二 届出年月日
平成十五年十一月七日
- 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課
宇多津町建設経済課
 - 2 縦覧期間
平成十五年十一月十八日（火曜日）から平成十六年三月十八日（木曜日）まで
 - 四 意見書の提出
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十六年三月十八日（木曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町建設経済課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(四) 意見の内容

2 提出先
郵便番号七六〇 八五七〇
高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ
香川県公告第六百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年十月三十一日適当と決定した。
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十五年十一月二十五日から同年十二月十五日まで縦覧に供する。
平成十五年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
綾南町	団体営ため池等整備事業赤池地区	綾南町経済課
飯山町	区画整理事業（非補助土地改良事業）三谷東地区	飯山町産業振興課

香川県公告第六百六十三号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、綾南町萱原用水土地改良区から役員住所の変更について次のとおり届出があった。
平成十五年十一月十八日

変更前 役員の 後の別 種類	氏 名	住 所	
変更前 理 事	丸尾 政夫	綾歌郡綾南町大字滝宮七〇番地三	香川県知事 真 鍋 武 紀
変更後 理 事	丸尾 政夫	綾歌郡綾南町大字滝宮三七六番地二	

香川県公告第六百六十四号

代表取締役 秋山 はるみ

香川県公告第六百六十六号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡綾南町大字滝宮字南原七五〇 一の一部、七五〇 三の一部、七五一 一、七五四 七の一部、七五五 一、七五五 三の一部、七五六 一の一部、七五六 二の一部、七五六 二二の一部、七五六 二三の一部及び七五六 二四の一部

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員六・〇〇メートル、延長六二・三七メートル）
綾歌郡綾南町大字滝宮字南原七五一 一の一部、七五五 三の一部及び七五六 一の一部

道路（有効幅員四・九〇メートル、延長六七・八七メートル）

綾歌郡綾南町大字滝宮字南原七五一 一の一部及び七五四 七の一部

2 排水施設

排水管（直径三〇〇ミリメートル、延長八・〇二メートル）

綾歌郡綾南町大字滝宮字南原七五四 七の一部及び同地先溜池

排水管（直径二五〇ミリメートル、延長八二・五四メートル）

綾歌郡綾南町大字滝宮字南原七五一 一の一部及び七五四 七の一部

排水管（直径一〇〇ミリメートル、延長三三・二二メートル）

綾歌郡綾南町大字滝宮字南原七五一 一の一部及び七五四 七の一部

排水敷地（面積五・三九平方メートル）

綾歌郡綾南町大字滝宮字南原七五四 七の一部及び同地先溜池

3 公園

公園（面積一三二・九七平方メートル）

綾歌郡綾南町大字滝宮字南原七五一 一の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市飯野町東二 一七二〇番地八

秋山興産株式会社

代表取締役 秋山 はるみ

平成十五年十一月十八日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています